Motorcycle Federation of Japan
FIM/FIM ASIA affiliated federation

令和 3 年 8 月 5 日

関係者　各位

（財）日本モーターサイクルスポーツ協会
国内規律裁定委員会

全日本ロードレース選手権　第 5 戦　MFJ グランプリ　スーパーバイクレース　in　SUZUKA ST1000 クラスの裁定について

さる、全日本ロードレース選手権　第 5 戦（決勝日 7 月 18 日）に開催された ST1000 クラスの決勝レース終了後の岡本選手（39 号車）の再車検時における分解検査により、「車両規則違反」に関してエントラント５１ガレージより国内規律裁定委員会に控訴が提出されました。

この控訴を受け、7 月 30 日に国内規律裁定委員会が開催され、下記裁定結果が結審いたしました。

控　訴　内　容

ST1000 クラス　決勝レース終了後の岡本選手（39 号車）の再車検時の分解検査における「車両違反による失格」に関する大会審査委員会の与えた罰則に対する不服申し立て

裁　定　結　果

控訴人より、訴状、控訴理由書及び補足資料の内容を聴聞、当該審査委員長、事務局長、車検長から違反発覚から失格判定に至る経緯と判定理由について聴聞し、岡本選手（39 号車）に装着されたインジェクターは、ヤマハ発動機株式会社から日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）へ提出された「ホモロゲーションパーツ」と類似したものであるが、公認車両に装着されている部品と同一とは判断できないことから、当該大会期間に大会審査委員会が裁定した「失格」の判定は妥当性があり、審査委員会の失格裁定を覆す根拠は見当たらない。
よって控訴は棄却する。